

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 28 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	4	2	2	0
		補助金等交付団体	3	3	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		7	5	2	0
	指導事項	出資・出捐団体	8	5	2	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	5	5	0	0
	計		15	12	2	1
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	3	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		4	4	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	3	3	0	0
	計		4	4	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		30	25	4	1	

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年1月4日に知事から通知があったもの
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公立大学法人岐阜県立看護大学	医療福祉連携推進課	平成 30 年度前期大学院科目等履修生の入学金の収入事務において、確認が徹底されておらず、入学者 1 名から二重に振込があったのに気付かないまま収入していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。 入学金が二重に振り込まれた分については、令和 2 年 3 月 10 日に本人への返還手続を完了した。 入学金の振込は、大学学部生・大学院生・科目等履修生の入学手続が行われる 9 月、12 月、2 月、3 月に行われるが、全員の入金を確認した後に誤って振り込まれる可能性があるため、今後は入学手続実施月の翌月末に再度入学金振込用口座の残高確認を行うこととし、二重の入金を確認した場合には状況を把握し返金手続を行う等適切に対応する。
		月次決算において、「公立大学法人岐阜県立看護大学会計規程」に基づき合計残高試算表及び予算執行状況表を作成し、理事長へ提出すべきところ、これらが行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。 監査の指摘を受け、令和元年 12 月以降は毎月合計残高試算表及び予算執行状況表を作成している。また、過去に提出されていなかった分については、平成 31 年 4 月分まで遡り作成のうえ、理事長へ提出した。 今後は、提出漏れのないよう適正な事務処理に努める。

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公立大学法人岐阜県立看護大学	医療福祉連携推進課	「公立大学法人岐阜県立看護大学外壁漏水補修等工事請負契約」他 1 件に係る支払事務において、契約書で定めている支払期日を超えて支払を行っているものがあったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。 契約書等で定めている支払期日を遵守した支払事務を実施するため、契約上の支払期日を必ず確認のうえ調書を作成し、決裁時にも複数の職員による確認を徹底する。

	<p>固定資産等の管理事務において、固定資産等の処分に当たり、資産管理責任者は、「公立大学法人岐阜県立看護大学資産管理規程（以下「規程」という。）」に基づき、「固定資産等処分決定決議書」により処分を決定すべきところ、これを行っていないものがあった。また、固定資産等を処分した際は、資産管理責任者は、規程に基づき固定資産台帳等から除却しなければならないが、これを行っていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。</p> <p>「固定資産等処分決定決議書」による処分の決定がされず処分された固定資産等については、改めて「固定資産等処分決定決議書」による処分の決定を行い、また、処分した固定資産等については、固定資産台帳等より除却した。</p> <p>今後は、処分に係る規程について職員に周知・徹底し適正な資産管理に努める。</p>
--	---	--